

議員の“国保逃れ”を許さず、公的医療保険制度の改善を求める意見書

一部の地方議員による“国保逃れ”が問題になっている。これは、国民健康保険料の支払いから逃れるために、一般社団法人の理事などの肩書を得て社会保険に入り、負担を大幅に軽くしていたものである。

議員報酬よりも著しく低額な役員報酬を基準とした保険料しか支払っておらず、議員報酬を基準とした国民健康保険料よりも低額な保険料となっていたもので、社会保険制度を利用した国保逃れの脱法的行為と捉えられるものである。

日本の医療保険制度は、国民皆保険制度となっており、国民の誰もが何らかの公的医療保険制度に加入しなければならない。

その大きな柱の一つとなっているのが、国民健康保険である。基本は市区町村が保険者（運営主体）なので地域保険とされる。

国民健康保険の主な加入者は、自営業・個人事業主、議員などのほか、退職して会社の健康保険を抜けた人、無職・非正規雇用で職域保険の条件を満たさない人、会社員の「扶養」から外れた家族などである。

しかし、応能主義によって本来支払うべき保険料を支払わない人が増えると、その負担は他の被保険者に回り、結果的に保険料の上昇につながる。

よって、本市議会は、下記の事項について国に要望する。

記

1. 主要な収入によって医療保険料が定めることのできる国民が納得できる法制度などの整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年3月26日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

—
—
—

各宛